

平成30年可児市訓令甲第3号

可児市道路美化ボランティア活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、市が管理する歩道、路肩、法面及び緑地（以下「道路等」という。）における美化ボランティア活動を実施する市民に対する支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の対象者)

第2条 支援の対象となるものは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市長が適当と認める構成員9人以下の団体若しくは個人であること。
- (2) 美化ボランティア活動の範囲の延長が10メートル以上であること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。

(会員の登録)

第3条 支援を受けようとするものは、可児市道路美化ボランティア会員登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録を認定したときは、当該認定をしたもの（以下「会員」という。）に対し、可児市道路美化ボランティア会員登録認定通知書（別記様式第2号。以下「認定通知書」という。）を交付するものとする。

(対象活動)

第4条 支援の対象となる美化ボランティア活動（以下「対象活動」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、道路占用物件の維持若しくは管理のために行う活動又は営利を目的とした活動は除く。

- (1) 道路等の除草
- (2) 道路等の清掃
- (3) その他道路等の美化又は維持活動として市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象活動としない。

- (1) 国、県又は市から別に助成等を受けている活動
- (2) 活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する活動
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く活動
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする活動
- (5) その他支援することが適当でないと認められる活動

(支援の内容)

第5条 支援は、予算の範囲内において、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象活動を行うために必要な物品の支給
- (2) 対象活動で発生した草、ゴミ等の回収

(活動の範囲等)

第6条 市は、認定通知書に対象活動の範囲（以下「活動範囲」という。）を記載し、当該活動範囲の自治会に書面をもって通知するものとする。

2 会員は、活動範囲内の道路等に、活動範囲表示板（別記様式第3号）を設置することができ

る。ただし、道路等の管理上、支障のない位置に設置しなければならない。

(物品の支給)

第7条 第5条第1号に規定する物品の支給を受けようとする会員は、物品支給申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 支給を受けた物品については、対象活動以外の用途に使用してはならない。

3 第9条第2項の規定による実績報告を行わない場合は、支給を受けた物品を返還しなければならない。

(事故の報告)

第8条 会員は、対象活動中に事故が発生した場合は、直ちに市長に事故報告書を提出しなければならない。

(実績の報告)

第9条 会員の活動日時は、会員において決めるものとする。

2 会員は、毎年度末までに可児市道路美化ボランティア活動実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

(安全管理)

第10条 対象活動を行うときは、関係法令を遵守するとともに自らの責任において安全管理を徹底し、事故等の防止に努めなければならない。

(登録の解除)

第11条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員に対する登録を解除することができる。

- (1) 会員自ら登録を辞退したとき。
- (2) 会員としてふさわしくないと認められたとき。
- (3) 対象活動が道路等の維持管理上支障となるとき。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日公表